

議 案 第 1 号

富士見市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
富士見市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月9日提出

富士見市長 星 野 光 弘

提 案 理 由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正等に伴い、富士見市手数料条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市手数料条例の一部を改正する条例

富士見市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表69の項ウ中「31,000円」を「19,000円」に改め、同表70の項中「412,000円」を「317,000円」に、「158,000円」を「118,000円」に改め、同表中84の項を87の項とし、83の項を86の項とし、82の項を85の項とし、81の項を84の項とし、同項の前に次の1項を加える。

83	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく軽微な変更該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査</p> <p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p> <p>イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル</p>	<p>1件につき 5,500円</p> <p>1件につき 9,500円</p> <p>1件につき 133,500円</p>
----	---	---

未満のもの (イ) 床面積の合計が300平方メートル 以上のもの	1件につき 167,000円
ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項 第1号ロに定める基準に適合するもの (ア) 床面積の合計が300平方メートル 未満のもの	1件につき 51,000円
(イ) 床面積の合計が300平方メートル 以上のもの	1件につき 65,000円

別表80の項中「第36条第1項」を「第41条第1項」に、「79の項」を「81の項」に、「171,000円」を「130,000円」に、「432,000円」を「334,000円」に改め、同項を同表82の項とし、同表79の項中「第36条第1項」を「第41条第1項」に、「第2条第3号」を「第2条第1項第3号」に、「31,000円」を「19,000円」に改め、同項を同表81の項とし、同表78の項中「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に、「74の項又は75の項」を「76の項又は77の項」に改め、同項を同表80の項とし、同表77の項中「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「78の項」を「80の項」に、「74の項又は75の項」を「76の項又は77の項」に改め、同項を同表79の項とし、同表76の項中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に、「74の項又は75の項」を「76の項又は77の項」に改め、同項を同表78の項とし、同表75の項中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「74の項及び76の項」を「76の項及び78の項」に、「171,000円」を「130,000円」に、「432,000円」を「334,000円」に改め、同項を同表77の項とし、同表74の項中「(平成27年法律第53号)第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に、「75の項ア(イ)、79の項イ及び80の項ア(イ)」を「77の項ア(イ)、81の項イ及び82の項ア(イ)」に、「31,000円」を「19,000円」に改め、同項を同表76の項とし、同項の前に次の2項を加える。

74	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査</p> <p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合</p> <p>(ア) 床面積の合計（市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項及び83の項において同じ。）が300平方メートル未満のもの</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p> <p>イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p> <p>ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの</p>	<p>1件につき 11,000円</p> <p>1件につき 19,000円</p> <p>1件につき 267,000円</p> <p>1件につき 334,000円</p>
----	---	---

	(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 102,000円
	(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1件につき 130,000円
75	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査	74の項に定める額に2分の1を乗じて得た額

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。